

## 倶楽部競技における「行動規範」の制定

ゴルフ規則 1.2b(行動規範)に基づき、下記の通り倶楽部競技における行動規範の制定を実施いたしますのでお知らせ申し上げます。

### 行動規範

#### 1.目的

全てのプレーヤーはゲームの精神の下にプレーすることが期待されています。

競技参加者はこの行動規範に従わなければなりません。

この行動規範は競技者、そのキャディに適用されます。

この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうためにプレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。規則 1.2b 行動規範に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

#### 2.行動規範の違反となる事例

- ・コースの保護をしない。(例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さない、目土をしないなど)
- ・受け入れられない言動をする。
- ・クラブ・コースを乱暴に扱う。(クラブを投げたり、コースを損傷させる)
- ・他のプレーヤー、レフェリー、競技関係者、一般客に失礼な態度をとる。
- ・いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- ・認められていない場所での喫煙・飲酒。
- ・違法薬物の摂取。
- ・違法物の所持。
- ・ドレスコードに従わない。
- ・ゴルファーとして相応しくない態度。
- ・当クラブの利用約款及び要請事項に従わない。

#### 3.行動規範の罰の段階

- ・行動規範の最初の違反 — 警告あるいは委員会の制裁。
- ・2回目の違反 — 1打の罰
- ・3回目の違反 — 一般の罰
- ・4回目の違反や重大な非行 — 失格

※より具体的な違反となる事例は別紙を参照のこと。

別紙（行動規範の違反となるより具体的な例）

- ・OB や紛失球の可能性があるのでに暫定球を打たない。
- ・何回も素振りをする。
- ・忘れたクラブを取りに戻る。
- ・スタート30分前にチェックインをしない。
- ・カートを手動で運転する。
- ・プレーヤーがアドレスに入ってから音をたてたり等、プレーヤーの気を散らす行為をする。
- ・過度の雑談、同伴競技者への話しかけをする。
- ・プレーヤーのプレーの線上や、その付近に立ったり、物を置いたり影を掛けたりして、プレーヤーの気を散らす。
- ・ストロークや練習スイングをする場合に、球・クラブ・砂利・木の小枝などが飛んで当たりそうな場所に人がいない事を確認しない。
- ・近くや前方に居るコース作業員に注意の声を掛けない。
- ・打とうとしている人の前方に出る。
- ・打った球が誰かに当たる可能性のある方向に飛んだにも関わらず、「フォア」の声を掛けない。
- ・前の組への打ち込み。
- ・前の組のプレーヤーが球の届く範囲の外に出たことを確認しないでプレーする。
- ・煙草の火を消さずに置き忘れる。
- ・バンカーショットをしたのに穴や足跡をならさない。
- ・グリーン上のピッチマーク（ボールマーク）をなおさない。
- ・人のパットの線を踏む。
- ・ディボットを元に戻さない。（砂を埋めない）
- ・クラブを地面に投げつける、打ちつける等でコースを損傷させる。

## 推奨行為

- ・グリーンやその付近に忘れ物が無いことを確認し、速やかにカートに乗り次のティーイングエリアに移動すること。
- ・先に打つべき人が準備できていない時は、次に打つべき人が声を掛けて先に打つこと。
- ・バンカーへの出入りは低い所から行うこと。
- ・同伴競技者のボールの行方を確認すること。
- ・常に暫定球用のボールを持っていること。
- ・オナーになった時は打つ準備を先にすること。
- ・人の居る方向に素振りをしないこと。
- ・パッティンググリーンではパターに寄りかからないこと。
- ・最後の人がホールアウトするまでグリーン付近に留まり、見ていること。

※行動規範の罰のカウントは1ラウンドに適用する。